

令和7年2月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

深川市長 田中 昌幸

市町村名 (市町村コード)	深川市 (01228)
地域名 (地域内農業集落名)	多度志地区 (多度志、弥栄、中央、石橋、下多度志東、下多度志西、北多度志、中多度志、川向、原野、中山、若林、岩瀬、上多度志、下湯内、中湯内、上湯内、ペンケ、ヌップ、竜水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、稲作を中心に畑作、野菜、花き、畜産等幅広く農産物を生産しているが、農産物価格の低迷や生産資材の高騰などによる農業所得の減少、農業従事者の高齢化と後継者不在により担い手不足が深刻化しており、農家戸数の減少がさらに進み、一戸当たりの経営規模に限界が生じ、10年後には耕作放棄地の発生や多面的機能の低下などが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹品目である水稲については、水張面積の維持に努めるとともに、乾燥調製貯蔵施設、精米施設等の活用や生産技術の一層の向上により、高品質米の安定生産・供給を推進する。また、主食用米を主とした需要に応じた輸出用米、加工用米及び飼料用米等の生産のほか、水田を活用した麦や大豆など畑作物の安定生産、新たな作目を含めた野菜などの高収益作物の高品位な生産を推進する。さらに、化学肥料、化学農薬使用の低減、Jクレジット制度の取り組み等環境と調和した農業の推進により、新たな付加価値を生み、所得の向上を図る。

畑作物については、土づくりの推進と輪作体系の確立、土壌診断に基づく施肥量の見直しなどにより、品質・収量向上の取り組みを推進する。需要に即した畑作物の生産に向け、乾燥調製貯蔵施設の活用や生産技術の一層の向上を図り、良質で安全・安心な畑作物の安定的・計画的な生産を推進する。

野菜・花きについては、作付面積の維持・拡大に努めるとともに、栽培技術の高位平準化を図り、安定生産・出荷を推進する。

果樹については、新品種の導入や良質果実の安定生産のほか観光農園、加工用果実の生産等、多様な経営の展開を促進する。

酪農・畜産については、高度な飼養管理技術に基づく肉牛・酪農経営を推進する。また、耕種農家との連携を深め、ほ場副産物や家畜排せつ物の有効活用と堆肥の還元による生産コストの低減と循環型農業を推進する。

農業従事者の高齢化と後継者不在による担い手不足が深刻化してきていることから、農業後継者となるUターン・新規学卒者や新規参入者の受入環境を地域において整備し、新たな担い手の確保・育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,688 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,688 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図りながら、農地中間管理機構を通じ、地域計画に位置づける者に対する農用地の集積・集約化を推進する
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて、区域内農用地の利用権設定等を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
低コスト生産や作業の効率化、高収益作物の導入を目指した大区画ほ場の整備や暗渠排水の整備による水田の汎用化を推進するため、基盤整備事業の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関・団体等と連携し、新規就農希望者の受入環境の整備を促進し、新規参入者の就農を促進する。 ・地域における雇用の創出を図るため、農地所有適格法人の設立を推進する。 ・農作業アルバイトアプリの活用や福祉分野との連携による就労支援など農外からの多様な人材による労働力の確保を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ、アライグマ等による農業被害防止対策の推進、銃や箱わなにより捕獲した有害鳥獣の適正な個体処理を行う有害鳥獣処理施設を有効に活用するとともに人材の確保・育成を推進する。
- ②化学肥料、化学農薬の低減等により、環境負荷を軽減する取組を推進する。
- ③作業の効率化や省力化のため、スマート農業の導入を促進する。
- ④畑作物が定着している水田の畑地化に取り組むとともに、ほ場条件や需要に即した畑作物の安定的・計画的な生産を推進する。
- ⑤新品種の導入や良質果実の安定生産のほか観光農園、加工用果実の生産等、多様な経営の展開を促進する。
- ⑦様々な努力をばらってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ⑨耕種農家と畜産農家との連携による飼料用米や稲発酵粗飼料(WCS)の作付けと畜産農家への供給および家畜排せつ物の有効活用による循環型農業を推進する。